

## 【景観】 これまでの景観面での取組

147 万市民が生活する大都市でありながら，我が国を代表する歴史都市でもある京都市においては，これまでから，自然景観や市街地景観を守るために市民の協力を得て，他地域にない厳しい規制を講じるなど数々の取組を行って参りました。

自然景観については，昭和 5 年（1930 年）の風致地区制度の創設以来，指定の拡大を図り，現在では市域面積の 4 分の 1 に当たる約 1 万 8 千 ha を指定し，自然の風趣の保全に努めているところです。また，京都市が中心となって要望し法制化された，いわゆる「古都保存法」を積極的に活用した土地の買取りや，京都市独自の制度である自然風景保全地区の指定によって歴史的風景の保全に努めております。

一方，市街地の景観については，国の制度である美観地区制度の積極的な活用を図り，全国の 8 割に相当する約 2 千 ha を指定し，高さの規制やデザイン誘導によって都市の美観の維持増進に努めております。また，京都市の制度がモデルとなった伝統的建造物群保存地区制度をはじめ，京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区，歴史的意匠建造物等の制度により，きめ細やかなデザイン規制や修理・修景に対する補助を行い，歴史的な町並み景観の保存・再生のための取組を進めております。更に，本年 5 月には，京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例を制定し，三山の裾野や里山周辺における景観の保全と再生を図っております。

このような中，昨年，我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。本市では，この景観法を活用し，更に歴史都市・京都の景観の保全，再生に取り組むため，本年 7 月に「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し，50 年後，100 年後を見据えた歴史都市・京都にふさわしい景観の保全・創出のあり方について，大胆なダウンゾーニングやデザイン指導の強化も含めて審議しているところであります。また，9 月には「京町家まちづくりファンド」を創設し伝統的建築物の保全・再生に一層積極的に取り組んでおります。

しかしながら，自然景観については，買い上げた土地の適正な維持管理が十分に行えないことから重要な樹木が駆逐される状態が生じております。

また、市街地の景観については、これまでの取組に加えて高さやデザインに関する新たなルールを平成 15 年度に創設し、歴史都市としての調和の取れた町並み形成に努めておりますが、京町家をはじめとする伝統的な建築物そのものの減少を防止するまでには至っておりません。これは伝統的な工法による新築や改修が法的に困難なことや、相続制度やその税負担、維持管理費をはじめとする制度的、経済的な問題も要因となっております。これらの緊急的な課題を解決し、京都の美しい景観を守るためには、税制度の抜本的な改革、伝統的建築物の保全・管理に対する支援制度や法制度の整備等が求められるところであります。

このため、以下のように提案します。

< 参考 > 京都市景観整備制度に基づく地域・地区面積一覧

	地域地区名	指定面積等
自然景観	風致地区（17 地区）	約 17,831 ha （全国の 10%）
	歴史的風土保存区域（14 地区）	約 8,513 ha （全国の 40%）
	歴史的風土特別保存地区（24 地区）	約 2,861 ha （全国の 34%）
	近郊緑地保全区域	約 3,333 ha （全国の 3%）
	近郊緑地特別保全地区（2 地区）	約 212ha （全国の 6%）
	特別緑地保全地区（2 地区）	約 26 ha （全国の 2%）
	自然風景保全地区	約 25,780 ha （独自制度）
市街地景観	建造物修景地区	約 6,704 ha （独自制度）
	美観地区（10 地区）	約 1,956 ha （全国の 80%）
	伝統的建造物群保存地区（4 地区）	約 15 ha （全国 69 地区）
	歴史的景観保全修景地区（3 地区）	約 14 ha （独自制度）
	界わい景観整備地区（7 地区）	約 145 ha （独自制度）
	沿道景観形成地区（1 地区）	約 17 ha （独自制度）
広告物	屋外広告物規制区域（5 種）	約 74,697 ha （独自の地域地区制度）
	沿道型屋外広告物規制地域（3 種）	約 1,090 ha （独自の地域地区制度）
	屋外広告物等特別規制地区（6 地区）	約 20 ha （独自の地域地区制度）

（平成 17 年 10 月 1 日現在）